



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 10 月 8 日（木曜日） 第 752 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課） 1	
告 示	
○宮崎県産業動態統計調査の実施……………（統計調査課） 3	
○宮崎県物資流通統計調査の実施……………（ “ ） 4	
○議決された予算の要領の公表……………（財政課） 4	
○指定障害児通所支援事業の廃止……………（障がい福祉課） 4	
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 4	
○保安林の指定……………（ “ ） 4	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………（団体指導検査課） 6	
○家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の合格者……………（家畜防疫対策課） 7	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 7	
病院局公告	
○落札者等の公告（3件）…………… 8	

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成26年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
様式第9号（第10条関係） 〔略〕 <table><tr><td>措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名</td><td>署名</td></tr></table> 〔略〕 記 載 上 の 留 意 事 項 1 〔略〕 2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 3 〔略〕 様式第10号（第12条関係） 〔略〕 <table><tr><td>入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名</td><td>署名</td></tr></table> 〔略〕 記 載 上 の 留 意 事 項 1～7 〔略〕 8 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保	措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名	入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名	様式第9号（第10条関係） 〔略〕 <table><tr><td>措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名</td><td></td></tr></table> 〔略〕 記 載 上 の 留 意 事 項 1 〔略〕 2 〔略〕 様式第10号（第12条関係） 〔略〕 <table><tr><td>入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名</td><td></td></tr></table> 〔略〕 記 載 上 の 留 意 事 項 1～7 〔略〕	措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名		入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名								
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名								
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名									
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名									

健指定医自身が署名すること。

9～12 [略]

様式第11号（第12条関係）

[略]

[略]		
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名	
確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名	[略]
[略]		

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～6 [略]

7 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身が署名すること。

8 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

9～12 [略]

様式第11号の2（第12条関係）

[略]

[略]	
更新が必要と診断した 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名
[略]	

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～4 [略]

5 「更新が必要と診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

6～11 [略]

様式第13号（第14条関係）

[略]

[略]	
入院を必要と認めた 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名

記 載 上 の 留 意 事 項

1 [] 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。

2 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式第14号（第14条関係）

[略]

[略]		
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名	
確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名	[略]
[略]		

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～5 [略]

6 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身

8～11 [略]

様式第11号（第12条関係）

[略]

[略]		
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名		
確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名		[略]
[略]		

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～6 [略]

7～10 [略]

様式第11号の2（第12条関係）

[略]

[略]	
更新が必要と診断した 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	
[略]	

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～4 [略]

5～10 [略]

様式第13号（第14条関係）

[略]

[略]	
入院を必要と認めた 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	

記 載 上 の 留 意 事 項

[] 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。

様式第14号（第14条関係）

[略]

[略]		
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名		
確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名		[略]
[略]		

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～5 [略]

が署名すること。

7 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

8・9 [略]

様式第15号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 察 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～5 [略]

6 「診察した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

7・8 [略]

様式第17号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 断 し た 主 治 医 氏 名	署名

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～5 [略]

6 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること

。

7 [略]

6・7 [略]

様式第15号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 察 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～5 [略]

6・7 [略]

様式第17号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 断 し た 主 治 医 氏 名	

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

1～5 [略]

6 [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 695号

宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する県指定統計調査として宮崎県産業動態統計調査（以下「調査」という。）を実施するので、条例第3条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、令和2年宮崎県告示第 245号は、廃止する。

令和8年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査目的

県内における産業活動の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 用語の定義

調査において、「事業所」とは物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の場所をいい、「事業主」とは事業所を事実上管理する者をいう。

3 調査範囲

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類に掲げる産業のうち次に掲げる業種に該当する事業所であって、知事が指定したもの（

以下「指定事業所」という。）について行う。

(1) 製造業

(2) 鉱業、採石業、砂利採取業

4 調査事項

次に掲げる事項のうち生産品目に応じて知事が指定したものについて行う。

(1) 生産高

(2) 出荷高

(3) 在庫高

5 調査期日

毎月末日現在によって行う。ただし、必要があるときは、臨時的に調査を行うことができる。

6 調査方法

指定事業所に配付する調査票によって行うほか、指定事業所の作成した資料に基づき行うものとする。

7 調査票等の提出

事業主は、調査票等（6に規定する調査票及び指定事業所の作成した資料をいう。以下同じ。）に所定の事項を記入し、知事が指定した日までに知事に提出しなければならない。

8 結果の公表

知事は、7の規定により提出された調査票等の審査及び集計を行い、鉱工業指数の公表をもって結果の公表にかえるものとする

- 。報告義務に関する事項
- 指定事業所は、条例第 4 条第 2 項の規定により、この調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

宮崎県告示第 696号

宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 項に規定する県指定統計調査として宮崎県物資流通統計調査（以下「調査」という。）を実施するので、条例第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、令和 3 年宮崎県告示第 759号は、廃止する。

令和 8 年 10 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調査目的
- 生産財及び最終需要財の県内における自給状況並びに県外への移輸出状況を把握し、本県における産業連関表の作成のための基礎資料を得ることにより、もって本県産業の振興に寄与することを目的とする。
- 2 調査範囲
- 統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類 E－製造業に属する事業所のうち知事が指定したもの（以下「指定事業所」という。）について行う。
- 3 調査事項
- 調査事項は、次のとおりとする。
- (1) 製造品の自工場生産額
- (2) 自工場生産額のうち自工場消費額
- (3) 自工場生産額のうち輸出出荷額
- (4) 自工場生産額のうち宮崎県外向出荷額
- (5) 自工場生産額のうち宮崎県内向出荷額
- 4 調査期日

調査を実施する年（以下「調査年」という。）の前年の12月31日現在によって行う。

なお、調査年は令和 8 年から起算して 5 年ごとの年とする。

- 5 調査方法
- 指定事業所に配付する調査票又は宮崎県電子申請システム（以下「調査票等」という。）によって行う。
- 6 調査票等の提出
- 指定事業所は、調査票等に所定の事項を記入又は入力し、知事が指定した日までに知事に提出しなければならない。
- 7 結果の公表
- 知事は、6 の規定により提出された調査票等の審査及び集計を行い、産業連関表の公表をもって結果の公表にかえるものとする。
- 8 報告義務に関する事項
- 指定事業所は、条例第 4 条第 2 項の規定により、この調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

宮崎県告示第 697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 8 年 9 月宮崎県議会定例会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 698号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年 10 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200226	こども通所支援サービスじりつ 2	都城市前田町1291－1	株式会社じりつ	都城市天神町19街区27号	令和 8 年 9 月 30 日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 699号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 10 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字一氏字橋木1794－3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
- 字橋木1794－3（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 700号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 10 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字倉ノ迫 684－22、684－36
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字倉ノ迫 684-22・684-36（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 701号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年10月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町笛水字瀬 口1353番16 地先から同 市同町笛水 字崎山笛水 国有林 271 林班な2班 地先まで	旧	19.2～ 67.1	240.5
				新	19.8～ 67.1	240.5

宮崎県告示第 702号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年10月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字竹 ノ本乙2518 番1地先から 同市同町	旧	18.0～ 23.0	9.5
				新	21.5～ 27.1	9.5

山陰同字乙
2518番1地
先まで

宮崎県告示第 703号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年10月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
404	県道	石阿弥 陀五日 市線	小林市北西 方字岡原渡 5812番1地 先から同市 北西方同字 5788番69地 先まで	旧	4.0～ 15.0	89.6
				新	8.3～ 25.5	89.6

宮崎県告示第 704号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年10月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字小向 1890番1地 先から同郡 同村同大字 同字1890番 1地先まで	令和8年10月9日

宮崎県告示第 705号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年10月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町笛水字瀬 口1353番16 地先から同 市同町笛水 字崎山笛水 国有林 271 林班な 2 班 地先まで	令和 8 年10月 8 日

宮崎県告示第 706号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年10月 8 日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥 陀五日 市線	小林市北西 方字岡原渡 5812番 1 地 先から同市 北西方同字 5788番69地 先まで	令和 8 年10月 8 日

宮崎県告示第 707号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 8 年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 神田第 2 地区

(1) 区域の表示

日南市大字東弁分の区域内の土地のうち、次の 1 点から 7 点までを順次結んだ線及び 1 点と 7 点を平成12年 3 月30日宮崎県告示第 311号で指定した同号 1 に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯31度37分44秒9812 東経 131度24分09秒3520
2	北緯31度37分45秒1850 東経 131度24分08秒3288

3	北緯31度37分45秒8281 東経 131度24分08秒1215
4	北緯31度37分46秒0209 東経 131度24分08秒0559
5	北緯31度37分46秒6255 東経 131度24分08秒0365
6	北緯31度37分47秒4407 東経 131度24分07秒9135
7	北緯31度37分47秒5745 東経 131度24分08秒2259

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、南浦土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 伸 久	延岡市熊野江町2046番地 1
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市熊野江町 420番地
理 事	佐 藤 一 彦	延岡市熊野江町 850番地 1
理 事	坪 田 元 晴	延岡市熊野江町72番地
理 事	阿 部 典 之	延岡市熊野江町2326番地
理 事	堀 勇 二	延岡市熊野江町 685番地
監 事	長 野 博 文	延岡市熊野江町 178番地
監 事	萱 野 孝 二	延岡市熊野江町2480番地 2

（任期：令和11年 5 月15日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 伸 久	延岡市熊野江町2046番地 1
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市熊野江町 420番地
理 事	佐 藤 一 彦	延岡市熊野江町 850番地 1
理 事	坪 田 元 晴	延岡市熊野江町72番地
理 事	阿 部 典 之	延岡市熊野江町2326番地
理 事	長 尾 猛	延岡市熊野江町 320番地 1

監 事	長 野 博 文	延岡市熊野江町 178番地
監 事	萱 野 孝 二	延岡市熊野江町2480番地 2

令和8年8月3日から9月3日まで開催した家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和8年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 5 6 7 8 10 11 12

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和8年10月8日

宮崎県病院局長 重黒木 清

宮崎県病院局企業管理規程第6号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後									
(退職手当) 第13条 病院事業給与条例第21条の規定により支給される退職手当の額の算定及び支給に関しては、職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の適用を受ける者の例による。	(退職手当) 第13条 病院事業給与条例第21条の規定により支給される退職手当の額の算定及び支給に関しては、職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の適用を受ける者の例による。<u>この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> <table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>第5条の3</td><td>退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 100分の2）を乗じて得た額の合計額</td><td>退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 100分の2）を乗じて得た額（ただし、退職日給料月額の 100分の30に相当する額を超える場合にあっては、当該額の 100分の30に相当する額）の合計額</td></tr><tr><td>第6条の3</td><td>退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職</td><td>退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条の3	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 100分の2）を乗じて得た額の合計額	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 100分の2）を乗じて得た額（ただし、退職日給料月額の 100分の30に相当する額を超える場合にあっては、当該額の 100分の30に相当する額）の合計額	第6条の3	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句								
第5条の3	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 100分の2）を乗じて得た額の合計額	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 100分の2）を乗じて得た額（ただし、退職日給料月額の 100分の30に相当する額を超える場合にあっては、当該額の 100分の30に相当する額）の合計額								
第6条の3	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職	退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職								

		員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	員にあっては、100分の2)を乗じて得た額（ただし、退職日給料月額の100分の30に相当する額を超える場合にあつては、当該額の100分の30に相当する額）の合計額
	附則第24項	第5条の3本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、	前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 令和8年10月8日
県立宮崎病院長 眞 柴 晃 一
- 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立宮崎病院本館等清掃業務 一式
 - 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
 - 落札者を決定した日
令和8年8月21日
 - 落札者の氏名及び住所
株式会社中央ビルファシリティーズ 宮崎市錦町5番42号
 - 落札金額
260,040,000円
 - 一般競争入札の公告を行った日
令和8年7月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 令和8年10月8日
県立延岡病院長 山 口 哲 朗
- 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立延岡病院本館等清掃業務 一式
 - 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10
 - 落札者を決定した日
令和8年8月21日
 - 落札者の氏名及び住所
第一ビル工事株式会社 宮崎市吉村町寺ノ下甲2306番地1
 - 落札金額
109,560,000円

- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和8年7月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 令和8年10月8日
県立日南病院長 原 誠一郎
- 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立日南病院清掃業務 一式
 - 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
 - 落札者を決定した日
令和8年8月21日
 - 落札者の氏名及び住所
株式会社児湯ビルサービス 児湯郡高鍋町大字北高鍋 806番地2
 - 落札金額
115,500,000円
 - 一般競争入札の公告を行った日
令和8年7月6日